

東京レポ・レート管理・運営方針

平成 29 年 2 月 9 日

日本証券業協会

1. 背景

日本証券業協会（以下「本協会」という。）は、レポ市場の実態把握に係る市場参加者のニーズ等に応えるため、「東京レポ・レート（レファレンス先平均値）作成・公表要領」により、東京レポ・レポートの作成・公表の方法及びレファレンス先の選定等について定め、東京レポ・レートの日次での公表を行っている。

なお、東京レポ・レートについては、2012（平成24）年10月より、日本銀行による管理・運営を引き継ぐ形で、本協会が管理・運営主体となっている。

今般、東京レポ・レートの一層の信頼性確保に資するため、証券監督者国際機構（IOSCO）が2013年7月に公表した「金融指標に関する原則の最終報告書（"Principles for Financial Benchmarks – Final Report"）」において提示されている原則を参考に、「東京レポ・レート管理・運営方針」を制定し、東京レポ・レートの管理・運営方針について明確化を図ることとする。

2. 定期的な検証

（1）検証内容

東京レポ・レートについて、①算出方法の見直し又は公表停止を検討すべき変化が生じていないか、②運営機関及びレファレンス先において、利益相反が発生し得る事象が生じていないか、の2点について検証を行う。

（2）検証方法

①全レファレンス先に対するアンケート調査、及び②主要な関係者（具体的には、日本銀行及びレファレンス先の一部等）に対するヒアリング調査を実施する。

上記①のアンケート調査の項目は、（i）東京レポ・レートの利用方法、（ii）東京レポ・レートを参照とする取引の有無及び内容、（iii）取引の評価・パフォーマンス測定における東京レポ・レートの活用状況、とする。

上記②については、取引量等の定量面及び取引参加者のスタンスや規制環境の変化等の定性面の両面からの評価について必要に応じヒアリングする。

上記①及び②の調査の実施後、本協会において、調査結果を総合的に評価した上で、以下の対応を行う。

なお、上記の調査及び評価については、「5. 意見募集のための窓口の設置」の意見募集窓口に寄せられた意見を適宜参考にして行う。

（ア）算出方針の見直し又は公表停止を検討すべきと考えられる事象が発生している場合

関係者による会合を速やかに開催し、算出方針の見直し又は公表停止の是非、及び算出方針を見直す場合は具体的な内容について取り決める。なお、会合に参加する関係者は、レファレンス先のほか、必要に応じて、レファレンス先以外の主要レポ市場参加者及び関

係当局等とする。

- (イ) 運営機関及びレファレンス先において利益相反が発生し得る事象が生じている場合
関係者による会合を速やかに開催し、利益相反リスクを踏まえた東京レポ・レート算出・公表方法やガバナンス体制見直しの必要性等について検討を行う。参加者は上記(ア)に準ずるものとする。

(3) 実施頻度

原則、年1回実施する。

3. 内部監査

(1) 内部監査の方法及び確認内容

東京レポ・レートの算出・公表業務に係る内部監査については、本協会における当該業務の所管部署に対する本協会内部監査を所管する部署の実施する監査を通じて行うものとする。

具体的には、①所管部署における自主点検（自主点検項目は、東京レポ・レート算出・公表業務に関する内部統制システムの整備・運用状況とする）の結果に対する内部監査を所管する部署による監査、及び、②東京レポ・レート算出・公表業務の適正な遂行及び当該業務に関する内部統制システムの整備・運用状況に対する、内部監査を所管する部署による実地監査、を行う。

(2) 実施頻度

自主点検の結果に対する内部監査については、原則年1回実施する。

実地監査については、3年に1回程度の頻度で実施する。

4. 本協会における記録の保存

(1) 保存する記録の内容

本協会において、①各レファレンス先から受領した日次の報告レート、②各レファレンス先から提出を受けた報告担当者（氏名及び所属部署）、③レファレンス先の選定に際してレファレンス先から受領した資料、④意見提出を行うための窓口に寄せられた意見に関連する書類、を保存する。

(2) 保存期間

原則、5年間保存する。

5. 意見募集のための窓口の設置

(1) 方法

東京レポ・レート算出・公表に関し、市場参加者から、本協会に対する意見提出を行うための窓口を設置する。

なお、窓口の設置については、本協会ホームページにおいて周知することとする。

(2) 意見募集期間

特定の期間は設けず、随時意見を受け付けるものとする。

(3) 意見の利用

窓口寄せられた意見については、「2. 定期的な検証」及び「3. 内部監査」において適宜参考にするとともに、必要に応じて日々の報告レートの確認やレファレンス先へのフィードバックに利用するなど、東京レポ・レートの適正な運営のために利用する。

以 上

付 則

この管理・運営方針は、平成26年7月18日から施行する。ただし、「5. 意見募集のための窓口の設置」は、本協会が別に定める日から施行する。

(注)「本協会が別に定める日」は平成27年4月1日。

付 則

この改正は、平成29年2月13日から施行する。

(注) 改正条項は以下のとおりである。

5.(1)を改正。